

令和8年度
三郷市「こどもの居場所」物価高騰
対策支援補助金 申請の手引き

令和8年8月

1 目的

市内で「こどもの居場所」を継続して運営する団体等の安定的・持続的な運営の実現に向けて、物価高騰に伴う経済支援を行います。

2 補助対象期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 補助対象となる「こどもの居場所」

補助の対象となる「こどもの居場所」は、次のとおりです。

「こどもの居場所」	内容
こども食堂	こどもやその家族などに対し無料又は低額で食事や食材を提供する取組
プレーパーク	こどもが主体的に工夫をして遊びを創り出す等、自らの責任において自由に遊ぶことや様々な体験ができる場や機会を提供する取組
学習支援教室	学習習慣の定着を提供する取組
フードパントリー	ひとり親家庭など子育て中で食品支援が必要な家庭を対象に無料で食品を提供する取組

4 補助の対象者となる要件

補助の対象となる団体や個人は、次のすべての要件を満たす必要があります。

1	「こどもの居場所」を継続的に運営している。
2	令和7年度の活動実績。 ・実施回数：2回以上 ・延べ参加人数：50人以上 両方とも達成している
3	賠償責任保険に加入している。
4	公序良俗に反する活動を行っていない。
5	営利を目的として運営していない。
6	政治活動及び宗教活動を目的に活動していない。
7	関係者及び関係団体に、下記にあてはまる人がいない。 ・暴力団員 ・暴力団の利益となる活動を行う団体の構成員 ・暴力、威力と詐欺手法を駆使して経済的利益を追求する活動を行っている。 例) 特殊詐欺(振り込め詐欺、還付金詐欺など)、悪質商法、フィッシング詐欺、通販詐欺等 ※埼玉県警察本部へ照会することがあります。
8	関係者及び関係団体に、下記にあてはまる人がいない。 ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律で処分された団体に属している。 ・上記の団体の統制下にある団体の構成員
9	食事等の提供を行う場合 食品衛生管理、食中毒予防、食物アレルギーなどの知識を講習等で習得し、こどもの安全に配慮している。

10	【こども食堂のみ】 埼玉県草加保健所へ食品衛生又は給食施設等に関する届け出を行っている。 例) こども食堂届、飲食店営業許可の届出、臨時出店届等 ※届け出を行っていない場合は、事前にこども政策課までご連絡ください
----	--

5 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は次のとおりです。

種類	内容・具体例
備品の購入費用	例) 電子炊飯器、電子レンジ、鍋などの調理器具、机、椅子などの家具、消毒器などの衛生用具等
消耗品の購入費用	例) 紙皿、紙コップなどの使い捨て食器、洗剤、消毒液などの衛生用品、ボールペン、コピー用紙などの事務用品等
会場等の借用	施設使用料 例) 地区文化センター等の会場使用料など ※ただし、団体、個人関係者が所有しているものを除く
印刷製本費用	例) P R チラシの印刷費など
食料費・運搬費用	食材又は食料の購入 例) 野菜、お米、調味料など 食事の運搬・配送に要する経費 例) ガソリン代など ※ガソリン代には上限があります。 1回の開催で上限額は3,200円とします。
光熱水費用	電気・ガス・灯油などのエネルギー代や上下水道使用料金 ※運営に係る使用料が明確にならない場合は、基本料金を開催日数（準備を含む）で日割りします。（減免

	月を除く)
通信費用	例) 郵便代、電話代等 ※電話代には上限があります。 1回の開催で上限額は1,000円とします。
研修費用	研修会等の開催や参加の際の費用 例) 食品衛生管理の研修費等
保険料	賠償保険等の加入料 例) 賠償責任保険等の加入
その他	市長が特に必要と認める経費

- ※ 他の事業、営業用、個人用など「こどもの居場所」の運営との切り分けが難しい場合など、補助対象経費として認められない場合があります。判断に迷う場合は、担当までご相談ください。
- ※ 補助対象経費の執行に当たっては、地域経済支援の観点から市内事業者への発注に努めるようご協力をお願いします。
- ※ 対象経費に国や地方公共団体その他の団体からこの事業による補助金に相当する補助金等の交付を受けた場合は、その補助金等のうち対象経費に充当した額を補助対象経費から控除します。

6 補助金の額

①と②を比べて低い額となります。(千円未満は切り捨て)

①令和8年度の補助対象経費の総額

②令和7年度の活動実績における参加人数に該当する補助金の上限額

令和7年度の活動実績における参加人数	補助金の上限額
50人～200人	200,000円
201人～400人	300,000円
401人以上	400,000円

7 手続き等

(1) 申請方法

補助金の交付を受けようとする団体又は個人は、交付申請書に関係書類を添えて、こども政策課へ提出してください。

【申請期限】

令和8年10月31日（土）まで（必着）

※申請期間終了前に予算額（640万円）に達した際には、その時点で終了となります。お早めに申請ください。

【提出書類】

○プレーパーク、学習支援教室、フードパントリー：①～⑦、⑨は該当する団体のみ

○こども食堂：①～⑧、⑨は該当する団体のみ

①	三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付申請書（様式1号）
②	事業計画書（参加予定人数を記入）
③	収支予算書
④	運営主体の構成者名簿（氏名、住所、生年月日を記入）
⑤	「こどもの居場所」での活動内容がわかる資料、写真、パンフレットなど
⑥	賠償責任保険に加入した内容がわかるもの（写し可）
⑦	令和7年度の事業実績報告書（開催日、参加者数がわかるもの）
⑧	【こども食堂対象】 埼玉県草加保健所へ食品衛生又は給食施設等に関する届け出を行っていることがわかるもの ※保健所へ届け出を行っていない場合は、こども政策課までご連絡ください。
⑨	【他の補助制度を利用している場合】 補助制度の名称や内容、交付金額、補助対象経費がわかるもの

【提出先】

三郷市役所 こども政策課

[場所] 三郷市健康福社会館 3階

[住所] 〒341-8501 三郷市花和田648-1

[開庁時間] 平日 8:45～16:30

【提出方法】

持参、郵送または電子メール（土・日・祝はメールのみ可）

（２）交付決定

提出された交付申請書類等について、こども政策課において審査し、交付決定を行います。

【交付書類】

「三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付決定通知書」
（様式第2号）

（３）請求

「三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援交付決定通知書」（様式第2号）を受け取った後、「三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付請求書」（様式第3号）を提出してください。交付決定額の2分の1まで、補助金の概算払いとし、所定の口座へ振り込みます。

【提出書類】

①	三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付請求書 （様式第3号）
---	---

（４）実績報告等の提出（補助対象事業完了後）

事業終了後、30日以内に次の①～⑤の書類を提出してください。

【提出書類】

①	三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金実績報告書 （様式第4号）
---	---

②	事業報告書 開催日、参加者数がわかるようにしてください。
③	収支決算（見込）書
④	領収書等の写し ※この補助金以外に収入があった場合は金額等が分かる資料
⑤	「こどもの居場所」での活動内容のわかる資料、写真、パンフレットなど。（写真は裏面に通し番号、実施日付がわかるようにしてください。）

【提出期限】

令和9年4月30日（金）まで

（５）交付額確定（補助金の確定）

提出された実績報告について、こども政策課において審査し、事業の成果が交付決定時の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付額確定通知書により通知します。

【通知書類】

三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付額確定通知書
（様式第5号）

（６）精算申請

「三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付額確定通知書」を受け取った後、「三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金精算請求書」（様式第6号）を提出してください。

【提出書類】

①	三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金精算請求書 （様式第6号）
---	---

（７）精算

確定額から交付済み額を除いた差引過不足額を精算して確定し、所定の口座

へ振り込みます。

8 その他注意事項

○要領等の遵守

当補助金の申請に当たっては、『「こどもの居場所」申請の手引き』及び「三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付要領」の規定を遵守し、事務手続きを進めてください。

○スケジュール

事業の進捗状況等により、上述したスケジュールと時期が異なる場合がありますので、御承知おきください。

○帳簿類の保存

補助事業に関わる収支を明らかにした帳簿や領収書等の関係書類は必ず5年間保管してください。（令和14年3月末まで）

○補助事業の変更・中止

補助金の交付決定後に、次のいずれかに該当したときは、補助金交付決定を取り消します。（「三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（様式第7号）」）

- ①偽りの申請その他の不正行為により補助金の交付決定または補助金の交付を受けたとき。
- ②補助事業を中止又は廃止したとき。
- ③不作為等により事業が計画どおり進捗していないと認められるとき。

三郷市「こどもの居場所」物価高騰対策支援補助金 Q&A

番号	質 問	回 答
1	補助金の申請日以前に支出した経費でも遡って対象になりますか。	令和8年度中の実施事業において令和8年4月1日以降に支出した経費が対象となります。
2	令和8年度から運営を開始した場合に対象となりますか。	令和7年度に実施回数2回以上、かつ延べ50人以上の参加が必須となりますので、この補助金の対象となりません。
3	賠償責任保険の加入は必須ですか。	参加するこどもの保険となりますので 加入は必須 です。加入した保険料は補助金の対象となります。
4	食品衛生管理、食中毒予防、食物アレルギーなどの知識とはどのように証明しますか。	講習会（オンライン含む）等参加実績を聞き取りします。 <参考 URL：埼玉県食品衛生協会> https://www.s-shokyo.jp/pages/106/
5	こども食堂について、埼玉県草加保健所への食品衛生又は給食施設等に関する届け出とはどのようなものですか。	埼玉県草加保健所に飲食店営業許可申請やこども食堂届を提出することを想定しています。 保健所へ届け出を行っていない場合は、こども政策課までご連絡ください。
6	こども食堂届は必須ですか。	「飲食店営業許可」など、埼玉県草加保健所へ届け出ている場合は、必ずしも「こども食堂届」は必須ではありませんが、参加するこどもの安全を守るため、食品衛生に関する 埼玉県草加保健所への届出は必須 となります。
7	検便検査の費用は対象となり	衛生管理上必要な検便検査に要する

	ますか。	費用は補助の対象になります。
8	備品とはどのようなものとなりますか。	電気炊飯器、電子レンジ、空気清浄機、テーブル、タープなどを想定しています。
9	消耗品とはどのようなものとなりますか。	お弁当のテイクアウトなどで使用するフードパック、紙コップ、焚火等で使用する炭などを想定しています。
10	会場の壁等の修繕は対象となりますか。	対象となりません。
11	印刷製本とはどのようなものですか。	事業のPRをするチラシの作成費や印刷代、紙代を想定しています。
12	食材等の運搬・配送に要する経費とはどのようなものですか。	主にガソリン代を想定しています。
13	ガソリン代の請求はどのようにしますか。	運営に使用したガソリン代の領収書を提出してください。1回の開催につき上限額は3,200円とします。
14	電気・ガスはどのように請求しますか。	運営に係る使用料金が明確にならない場合は、基本料金の月額料金を運営に用した日数で日割りしますので、月額料金と開催日数（準備等を含む）のわかるものを提出してください。
15	電話代の請求はどのようにしますか。	運営に使用した電話代の領収書を提出してください。1回の開催につき上限額は1,000円とします。
16	補助金はどのように支払われますか。	交付申請を行っていただき、審査、交付決定を行い、交付決定の2分の1までを概算払いします。その後、実績報告を行っていただき、審査により交付すべきと認めた場合は、交付額確定

		し、差額を支払います。
17	審査とはどのようにされますか。	書類審査や必要に応じて現地調査をさせていただくことがあります。
18	申請年度の前年度の活動実績を要件に加えたのはなぜですか。	継続的に運営する事業の物価高騰対策支援のため、従来から継続して行っている団体又は個人を対象としています。
19	宗教活動を行っていないければ、宗教施設（教会、寺院等）で活動しても補助対象となりますか。	宗教活動を目的とせず、開催場所としてのみ使用している場合は補助対象となります。
20	支出の根拠書類として領収書のコピーが提出となりますが、ない場合は経費となりませんか。	原則として領収書の写しが必要となります。領収書が入手できない場合などは、支出額のわかる根拠書類を提出してください。
21	令和9年度に今回と同様な補助金はありますか。	この補助金は国の物価高騰対策に関する交付金を活用した令和8年度の時限的措置となります。

《問い合わせ先》

三郷市役所

こども政策課こども政策係

電話：048-930-7816（直通）

メール：kodomoseisaku@city.misato.lg.jp